

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 大台町社会福祉協議会

○基本方針○

地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人などと社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって家族および町の一員として自立した生活を送ることが出来るよう必要なサービスを提供することとされています。

新年度は新型コロナウイルス感染者が国内で確認されてから三年三か月余りが経過すると共に、早期の治療薬として国内でも飲み薬が承認された環境下での支援となります。これにより、制限されない生活様式の中、どのような支援体制の確立に向け進んでいくのか今後の課題です。福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らずあらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域福祉活動を進めていきます。

そして、地域福祉活動の充実のために地域福祉活動計画の策定について具体的に検討を重ねるとともに、令和5年度も行政と協働して生活支援コーディネーターが中心となり、地域の高齢者の介護予防に対する意識の改革と、支援に関するニーズ及びマッチングを推進していきます。

また、高齢者の各種相談業務に対応するために引き続き本所、支所に窓口を設置し、高齢者相談支援事業を実施します。

一方、シルバー人材センターの運営につきましては、会員の高齢化が進む中、現会員の中で研修会を通じて技術力アップを向上すると共に、新規会員の獲得を目指し安定した収入の確保に努めます。

これまで大台町社会福祉協議会では、支援を必要としている人たちの見守り、声かけや、各地区共通の問題解決に向けた活動をはじめ、ホームヘルプサービスやボランティア活動等、それぞれの地区に根ざした地域福祉の実践を進めてきました。

地域福祉は、法に基づく制度化された福祉サービスや事業のみによって実現するものではなく、地域住民やボランティア、行政、関係諸機関、社会福祉関係者が協働して実践することによって支えられています。

大台町社会福祉協議会は、定款第4条（経営の原則）にも記載がありますように、地域の福祉課題、生活課題の解決に取り組むため、支援を必要とする方に無料又は低額な料金で福祉サービスの提供を進めてまいります。そのための施策として

- (1) 広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進めていきます。
- (2) 地域福祉への関心を高め、住民を主体とした活動に取り組みます。
- (3) 民間組織としての特性を生かし、住民のニーズ、地域の福祉課題に対応して開拓

性・即応性・柔軟性を発揮した活動を進めていきます。

(4) 公私の社会福祉および保健・医療・教育・労働の関係機関・団体、住民等の協働と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進めていきます。

(5) 地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動を進めていきます。

令和5年度の事業推進に当たっては、今まで実施してきた事業のサービス内容を再度精査し、見直しを行う他、新たな事業の提案も行いながら経営の安定化を図っていきます。

大台町社会福祉協議会としましては、福祉サービスの低下を極力招かないように、町づくりの推進のために、福祉を担うものとしての役割を果たすべく、関係機関との協働体制を重視しながら、町民の皆さんが、安心安全に生活できるように、地域の課題、ニーズを把握していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、一定期間を実施した中で、その内容を検証し、町民の皆さんの真の予防につながる事業を提案してまいりたいと考えます。

防災面では近隣市町と共に災害ボランティアセンターの設置・運営の見直しを行い、それに伴う想定訓練を行ったところですが、まだまだ計画には改善の余地があることを確認できたため、さらなる初動訓練を継続し計画の精度を上げていきます。

また、介護保険外のサービスにつきましては、重層的支援体制整備事業の実施のため、事業化に向けて取り組むことと、地域づくりをすすめ、組織化に向けて取り組んでまいります。

生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行され、町内の困窮者の自立支援に向けては、県の相談支援センターと協力をしながら対応をしていきます。

平成31年4月から日常生活自立支援事業が基幹型社協実施事業から、全市町社協が実施する事となり、当社協においても、その体制を整備し町民の皆さんのニーズに対応できるようにしていきます。

一方、地域福祉センター及び宮川福祉センターにおきましては年々老朽化により修繕箇所が増えてまいりましたが、施設の指定管理者として、今後も行政と協議を進めながら町民の皆さんが快適に利用できるよう、適切な施設の維持管理を行っていきます。

また、訪問介護サービスにつきましては、年々介護度が高い高齢の利用者数が増加している現状を踏まえ、出来るだけ住み慣れた場所での在宅生活が維持できるよう支援する人員の確保に努めていくと共に、技術力のアップにも努めてまいります。

高齢者の安否確認見守り事業としては、給食・配食ボランティアの方々の協力を得て高齢者配食サービス事業を行う中で見守り活動を続けてまいりましたが、長引く新型コ

コロナウイルスの影響で活動の休止を余儀なくされております。今後は関係機関等の意見を伺いながら、事業変更も検討した上での支援を行ってまいります。

町からの受託事業であります就労継続支援B型事業所「ジグソー工房」については、年々利用者の高齢化も進んできている中、技量に応じた作業を進めることや、知的障がい者デイサービス事業（たんぼぼ）を併用していただくことで、幅広いニーズに対応してまいります。

職員の自己研鑽対策と致しましては、新たに大型テレビモニターを導入することにより、ウェブを中心とした会議・研修を積極的に取り入れ、以前から実施していました複数個所の開催を集約してまいります。また、大台町社会福祉協議会の事業を町民の皆さんに知っていただくため大台町社協だより「ねっとわーく」の紙面や、リニューアルしたスマートフォン対応のホームページにおいて情報を発信してまいります。

このような事業を展開していく中で、町民の皆さんが住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう支援し、皆さんと共に新たな地域コミュニティの構築を目指してまいります。

事業計画

- 1、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (1) 理事会の開催
 - (2) 評議員会の開催
 - (3) 評議員選任解任委員会の開催
- 2、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (1) ボランティア活動助成
 - (2) 福祉団体活動支援事業
- 3、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (1) 日本赤十字会員増強・会費募集運動
 - (2) 機関紙の発行
- 4、保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
 - (1) 民生委員・児童委員協議会との連絡調整
- 5、共同募金事業への協力
 - (1) 共同募金の配分事業
- 6、福祉センター管理運営事業の実施
 - (1) 地域福祉センターの管理運営
 - (2) 宮川福祉センターの管理運営
- 7、地域包括支援センター職員派遣事業の実施

- 8、福祉用具貸与事業等の実施
 - (1) 福祉用具貸与事業
 - (2) 福祉車両の貸し出し事業
- 9、就労継続支援B型事業の実施（ジグソー工房）
- 10、介護予防・生活支援サービス事業の実施
- 11、一般介護予防事業の実施
- 12、生活支援体制整備事業の実施
 - (1) 生活支援コーディネーターの配置
- 13、居宅介護支援事業の実施
- 14、老人デイサービス事業の実施（通所介護）
- 15、知的障がい者デイサービス事業の実施
- 16、老人居宅介護等事業の実施（訪問介護）
- 17、身体・知的・精神障害者居宅介護等事業の実施
- 18、生活福祉資金貸付事業の実施
- 19、心配ごと相談事業の実施
- 20、地域福祉金庫貸付事業の実施
- 21、シルバー人材センター事業の実施
- 22、相談支援事業の実施（特定、障害児、一般）
- 23、生活困窮者自立支援事業の実施
- 24、高齢者相談支援事業の実施
- 25、福祉サービス利用援助事業の実施（日常生活自立支援）
- 26、地域の支え合い組織の育成事業の実施
- 27、家族介護教室事業の実施